

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

当会を取り巻く地域の災害発生状況及び想定される災害発生情報は、吉見町が策定した「吉見町地域防災計画」(平成 28 年 3 月)や「吉見町防災ハザードマップ」(令和 3 年 3 月)を基に現状分析を行う。

(1) 地域に予想される主な災害リスク

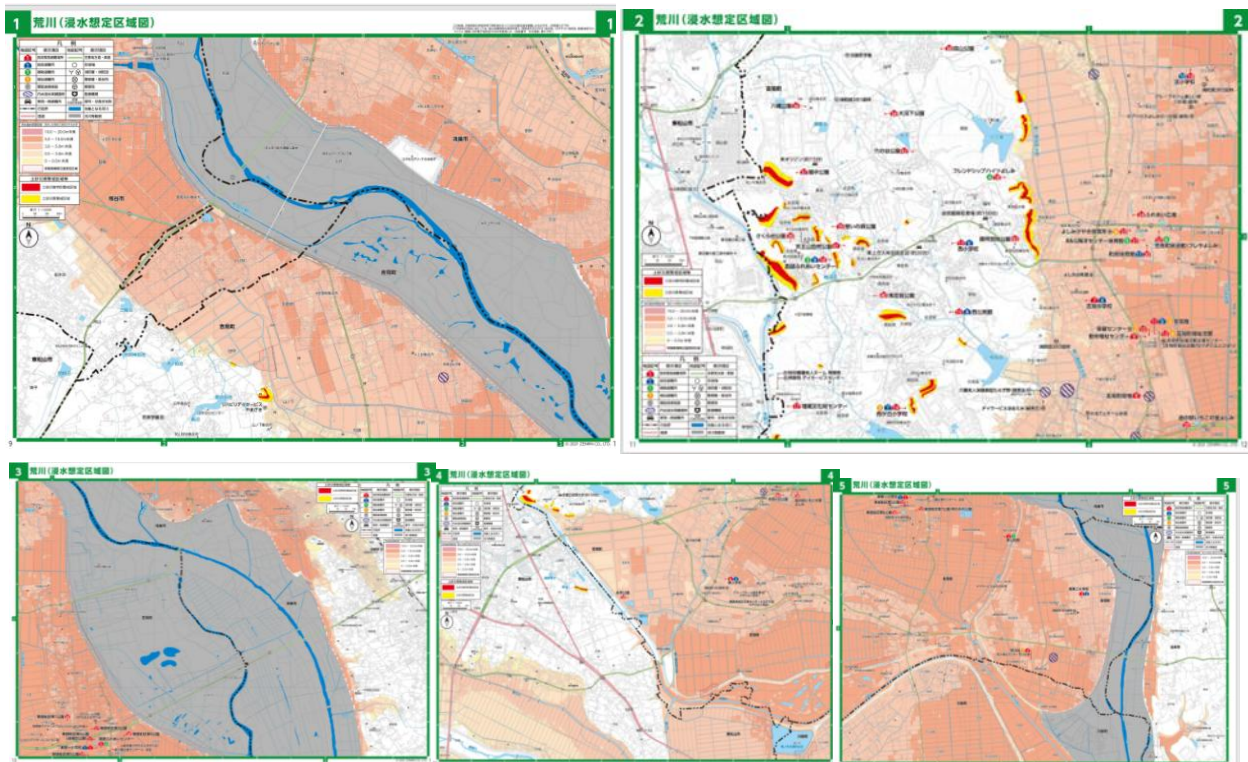
【風水害】

吉見町の東側には県を代表する一級河川「荒川」が流れ、町の西側を東松山市との境界に沿って荒川水系の一級河川である市野川及びその支川である一級河川の滑川が流れている。

当町が被る水害としては荒川の氾濫が最も危険性が高いと思われる。

実際に令和元年 10 月の台風第 19 号では荒川西岸地区において 17 件の浸水家屋被害が発生しており、企業被害も 3 件発生した。

データによると荒川が氾濫した場合、当町西部の丘陵地を除いて町域すべての地域が浸水すると予測されており、浸水深は、西部丘陵地の和名地区の一部地域で 0.5～3.0m 未満、それ以外の浸水想定区域のほとんどが 3.0～5.0m 未満と予測されている。

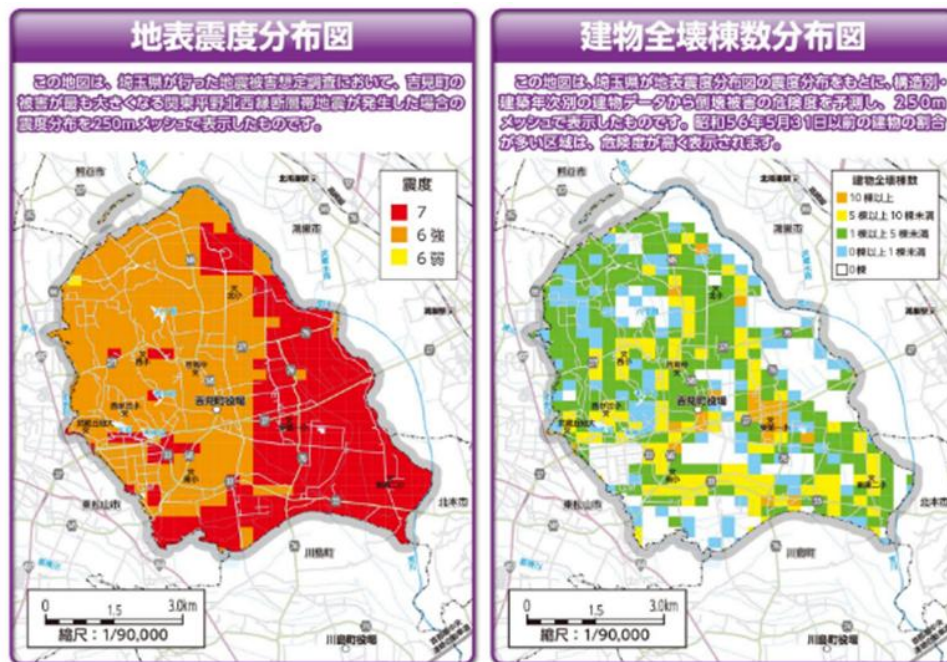


吉見町防災ハザードマップ (令和 3 年 3 月版) より 「荒川浸水想定区域図(想定最大規模)」

【地震災害】

吉見町において発生が予想され、最も大きな被害をもたらすと考えられる地震は「関東平野北西縁断層帯地震」である。発生の確率は非常に低いと言われているものの、万一発生した場合、液状化率 16,787 km²（面積率：43.3%）、停電率 100%（直後）、死傷者数 500 人以上など多大な被害が想定されている。

また「茨城県南部地震」は、「関東平野北西縁断層帯地震」の次に大きな被害をもたらすと考えられる地震で、今後 30 年以内に南関東地域で M7 級の地震が発生する確率が 70%と予測されており、切迫性が高い地震と認識されている。



吉見町防災ハザードマップ（令和3年3月版）より

【土砂災害】

吉見町には西部丘陵地の周縁地域を中心に、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を受けた区域が 37 箇所ある。

指定地域には昭和後期～平成初期にかけて造成された住宅団地が多く形成されており、築年数的に老朽化と耐震面での不安を抱えており、被害の増大が懸念される。

【その他の災害／感染症】

当町において発生が予想される災害は、上記のほか、強風や竜巻などの突風災害、雪害や林野火災などが想定されるほか、荒川による広域に及ぶ水害の発生と大規模地震の発生などが同時期に重なるなど、複合災害に対する防災対策がこれからの課題となっている。

また令和2年から世界中で流行している新型コロナウイルス感染症では、町内にもクラスターが発生する事態も確認されており、新たな新型コロナウイルス感染症の発生が町内事業者の事業活動や生産活動に大きく影響を及ぼす可能性もあり、潜在的リスクとして十分に事前対策の検討が必要となっている。

(2) 商工業者の状況

平成 28 年の経済センサスによる当町の商工業者は以下のとおりである。

- ・ 商工業者数 593 件
- ・ 小規模事業者数 496 件

【内訳】

業種分類	商工業者数	備考（事業所の立地状況等）
商 業	3 2 7	町内に広く分布している
工 業	1 0 6	町西部の工業団地を中心に町内に広く分布
建設業	1 6 0	町内に広く分布している

(3) これまでの取組

① 吉見町の取組

【防災関係】

- ・ 防災計画の策定
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 防災備品の備蓄
- ・ 事業継続計画〈地震編〉の策定

【感染症関係】

- ・ 新型インフルエンザ業務継続計画の策定
- ・ 新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営ガイドラインの策定

② 当会の取組

【防災関係】

- ・ B C Pに関する国の施策の周知
- ・ 防災備品（テント、電池、ポリタンク・電池式 LED ライト等）を備蓄（※イベント用備品兼用）
- ・ 総合火災共済（埼玉県火災共済協同組合）、民間保険会社と全国連提携保険（あいおいニッセイ・東京海上等）の周知及び加入促進

【感染症関係】

- ・ 非接触型体温計、飛沫防止用アクリル版の設置
- ・ マスク、アルコール消毒液の備蓄

II 課題

当会では令和元年の台風第 19 号による町内での浸水被害発生や新型コロナウイルス感染症の影響を受け、災害に対する認識を新たにしたとは言え、その対応に関しては職員個々が漠然としたイメージを持つに留まっており、その具体化とマニュアル化が必要である。また以下のような課題も抱えており、早急な改善、整備が必要である。

- ① 平成 25 年に「吉見町商工会危機管理マニュアル」を策定しているが、事前対策や災害発生時の初動対応を主体とした内容となっており、商工会機能を維持する事業継続的な内容に欠けている。加えて策定後の見直しが行われておらず、職員の担当職務の修正や新型ウイルス感染症などの病疫対策に関する内容が加味されていない。

- ②安否確認のためのシステムとして埼玉県商工会連合会との間に LINE ワークスシステムを構築しているのみであり、吉見町や関係機関、会員企業との間で協力体制や連絡体制に関する具体的な体系構築が未整備。
- ③平時・緊急時の対応を推進するためのノウハウを持った人材や必要となる共済や保険知識の助言が行える人材が不足している。
- ④災害時あるいは感染症対策において必要となる「水」等の常備品や「マスク」、「消毒液」等の消耗品の備えが不十分。
- ⑤感染症対策に当たっては体調不良者や濃厚接触者の管理対策や職場内感染防止ルールづくり、事業者への注意喚起・周知などマニュアルが未整備。

Ⅲ 目標

<小規模事業者に対して>

(1) 自然災害対策

- ・ 地区内小規模事業者に対し巡回指導時にハザードマップ等を活用して災害リスクを認識させる。
- ・ 事前対策（事業継続力強化計画策定・避難訓練の実施・備蓄品など）の必要性を周知する。
- ・ 自然災害が事業活動に与える影響（資金ショート等）を軽減するため、ビジネス総合保険等の紹介・周知と加入促進を図る。

(2) 感染症対策

- ・ 感染症の発生等によって被る企業活動へのリスクを認識させる。
- ・ 感染症が事業に与える影響（従業員不足、売上激減、固定費の負担大）を軽減するための対策をアドバイスする。

<商工会>

- ・ 災害発生時における連絡を円滑に行うため、関係機関（吉見町・埼玉県商工会連合会など）との間で相互の被害状況報告ルートを構築する。
- ・ 災害発生時の初動対応、応急対応と発災後の速やかな復興支援策が行えるよう、また感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、商工会組織内における体制づくりと関係機関との連携体制を構築する。
- ・ 危機管理マニュアルの見直し・再整備後、事業継続を主眼に置いたBCPを策定する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と吉見町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

平成28年3月に策定した「吉見町地域防災計画」と本計画との整合性を整理し、自然災害発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

また感染症発生に備えた町と商工会における相互の役割分担を明確化し、平時からの周知活動を講じて発生時の迅速な対策・対応に取り組めるように準備する。

① 小規模事業者に対する災害リスク並びに感染症リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いて事業所立地場所の自然災害リスクと事業継続に対する影響を軽減するための取り組みや対策について説明する。（事業休業への備え、水災補償等の損害保険【商工会ビジネス総合保険】・共済加入・IT活用等）について説明する。
- ・商工会の会報やホームページなどで国の施策の紹介や自然災害リスク対策の必要性、損害保険概要、事業継続力強化計画に取り組む小規模事業者の紹介などを行う。
（新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドライン等の情報提供に努めるなど、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。）
- ・新型コロナウイルス感染症による各種影響度データを収集して資料化し、そのリスクに対する認識を深化させるとともに、事業に与える影響（従業員不足、売上激減、固定費の負担大）を軽減するための対策をアドバイスする。
また、マスクや消毒液等の備蓄、換気設備の導入設置、ITやテレワーク環境整備に資する情報の提供に務める。
- ・専門家による小規模事業者の事業継続に関する事業継続力強化計画の策定支援、個別相談支援を行う。

② 商工会自身の事業継続計画の作成

吉見町商工会危機管理マニュアルの見直し・修正のうえ、令和4年度末までに当会の事業継続計画の作成を完了する。

③ 関係団体等との連携

- ・全国連と提携商品を持つ損害保険会社（あいおいニッセイ同和損害保険ほか）に協力要請を行い、専門家の派遣、地域小規模事業者向けの啓発セミナーや個別相談会等を開催しBCP計画策定の重要性を周知させる。
- ・当会と代理所契約を結ぶ「埼玉県火災共済協同組合（損害保険）」、「埼玉県中小企業共済協同組合（生命保険）」と連携して、リスクファイナンス対策として各種保険の紹介を行う。
- ・役員企業や関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼、セミナー等の共催。

④フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画取り組み状況の確認を随時行う。
- ・吉見町産業振興課との定期的（概ね年2回）な協議を行い、状況確認や改善に向けて協議する。

⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・地震や台風の発生を想定して、吉見町産業振興課との連絡手段の確認を行う。
- ・避難訓練、職員の安否確認、小規模事業者の被害状況の確認などの訓練を行う。
- ・職員の有給休暇取得時等を利用し、感染症発生時の職員減少に備えた体制シミュレーション等を行う。

< 2. 発災後の対策 >

①応急対策の実施可否の確認

【自然災害時】

- ・発災後、概ね3時間を目安に職員並びに幹部役員（正副会長）の安否報告を行う。
災害発生時は、携帯電話での連絡が困難になることが予想される為、職員間は SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否を確認する。
役職員間については、埼玉県商工会連合会が導入した「LINE WORKS（企業向けビジネスチャット）」を活用して安否確認及び被害状況を把握（家屋被害や道路状況等）し、当会と吉見町で情報を共有する。

【新型コロナウイルス感染症発生時】

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認（体温測定等）を行い、業務の継続可否を判断する。
また、手洗い・うがい・マスク着用等の徹底を指示するとともに、事務所内にアクリル板等を設置して飛沫防止対策を講じるほか、消毒液、検温器を設置して外部入館者の体調確認による感染防止を図る。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合には、吉見町対策本部の方針に基づき当会の感染症対策を行う。

②応急対策の方針決定

A 自然災害の場合

- ・当会と吉見町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決定する。
職員の居住地（下表）により、災害発生時においても1～2名は出勤できるものと想定する。
職員（常勤）の居住地一覧

	熊谷市	小川町	鴻巣市	吉見町	ときがわ町
5名	1名	1名	1名	1名	1名
通勤距離（概算）	6km	20km	7km	1km	20km
通勤手段	車	車	車	車	車
所要時間	15分	50分	20分	5分	45分

- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

【A 自然災害規模の目安と想定する応急対策の内容】

被害規模	被害状況	応急対策の内容
大規模な被害がある	■ 地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ■ 地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ■ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。	■ 被害状況の調査 ■ 復興支援
被害がある	■ 地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ■ 地区内 0.1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	■ 被害状況の調査 ■ 復興支援
ほぼ被害はない	目立った被害の情報がない。	対応なし

本計画により、当会と吉見町は以下の間隔で被害状況等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回共有する
1週間～2週間	2日に1回共有する
2週間～1か月	1週間に1回共有する
1か月以降	2週間に1回共有する

B 新型コロナウイルス感染症の場合

- ・当会と吉見町との間で、罹患状況に応じた応急対策の方針を決定する。
- ・新型コロナウイルス感染症発生・拡大時には、職場にウイルスを侵入させない行動を優先し、体調のすぐれない職員は出勤を控える。（国・県からの要請がある場合は時差出勤、交代勤務も考慮する。）
- ・当会ホームページ、ファックス等により感染防止対策の呼びかけや国・県・町等の支援情報を配信する。

【B 感染症発生の目安と想定する応急対策の内容】

感染規模	応急対策の内容
国内で感染発生	■ 感染防止に関する情報発信・呼びかけ ■ 消毒液、非接触型体温計等の設置 ■ 職員の体調把握
埼玉県内で感染発生	■ 感染防止に関する情報発信・呼びかけ ■ 消毒液、非接触型体温計等の設置 ■ 県境をまたぐ行動の自粛 ■ 職員の体調管理の徹底／勤務体制の変更（時差出勤の導入）
吉見町内で感染発生	■ 感染防止に関する情報発信・呼びかけ ■ 消毒液、非接触型体温計等の設置 ■ 不要不急の外出自粛 ■ 職員の体調管理の徹底／勤務体制の変更（交代勤務の導入）

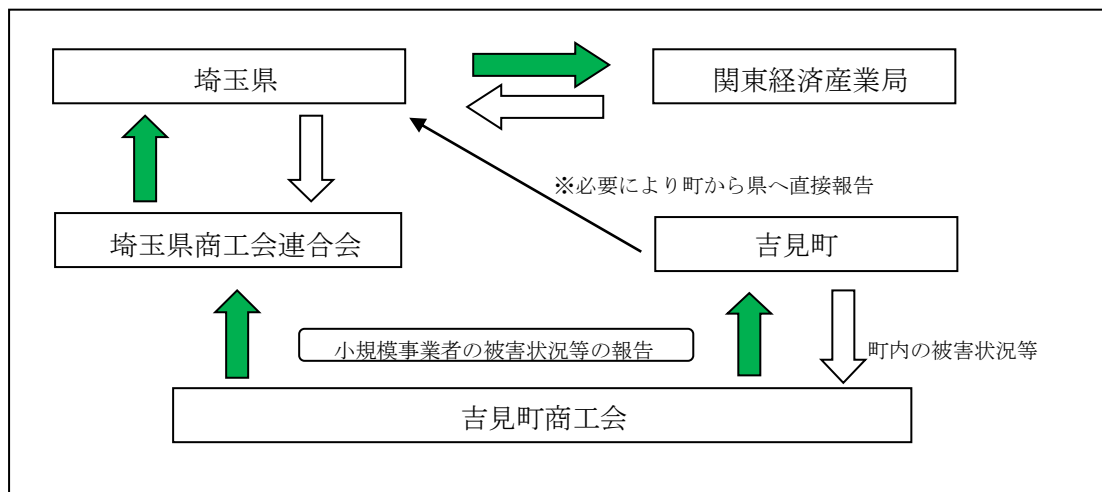
■各種支援策の情報発信と支援
(■事業への影響度調査 ※発生2か月後を目処)

本計画により、当会と吉見町は国・県の情報を基に感染症の発生から収束局面の期間において概ね2か月に1度を目処に情報の相互確認を行い、情報共有化を行う。

なお感染症の場合、事業への影響は時間的ズレが発生する事を考慮し、概ね発生後2か月を目処にその影響度調査を実施して、吉見町との情報共有と支援対策協議の基礎資料として整理を行う。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び情報の集約、指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・2次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と吉見町は①自然災害の被害状況に関する具体的調査内容や確認方法について、②感染症の拡大による事業への影響確認項目についてあらかじめ確認しておく。
- ・当会と吉見町が共有した情報を埼玉県が指定する方法にて埼玉県に報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・組織運営に係る業務（会議など）は縮小し、会員等小規模事業者からの相談受付や支援業務を最優先とする。
- ・商工会事務所の安全を確認の上（もしくは安全性が確認された場所で）、相談窓口を開設する。
- ・地区内小規模事業者の被害（感染）状況を確認してデータ化する。
但し、新型コロナウイルス感染症に関しては個人情報の観点から町内発生状況の把握が難しいため、吉見町・東松山保健所からの情報収集に努める。
- ・応急時に有効な被災事業者施策及び新型コロナウイルス感染症施策に関する国や埼玉県、吉見町の情報を地区内小規模事業者へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・埼玉県や吉見町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災又は新型コロナウイルス感染症リスクに直面した地区内小規模事業者に対して支援を行う。
- ・被害（感染）規模が大きく、職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣などを埼玉県、または埼玉県商工会連合会等に相談・要請する。

その他

- ・上記記載内容に変更が生じた場合には、速やかに埼玉県へ報告する

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和4年1月現在)	
(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該法定経営指導員の氏名、連絡先	
・清水 純弘（連絡先は後述（3）①参照）	
・今井 有介（連絡先は後述（3）①参照）	
・古杉 いづみ（連絡先は後述（3）①参照）	
②当該法定経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）	
※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う	
・本計画の具体的な取組の企画や実行	
・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（年に1回以上）	
(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先	
①商工会	
吉見町商工会	
〒355-0118 埼玉県比企郡吉見町下細谷1 2 1 0	
TEL：0493-54-0701 FAX：0493-54-0743	
E-mail：info@yoshimi.or.jp	
②関係市町村	
吉見町役場産業振興課	
〒355-0118 埼玉県比企郡吉見町下細谷4 1 1	
TEL：0493-54-1511 FAX：0493-54-4200	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

単位：千円

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	130	130	130	130	130
専門家派遣費	60	60	60	60	60
チラシ作成費	10	10	10	10	10
通信運搬費	40	40	40	40	40
消耗品費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、吉見町補助金、埼玉県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
1. 埼玉県商工会連合会 会長 江原 貞治 さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5 大宮ソニックシティビル7階 2. 埼玉県火災共済協同組合 理事長 野崎 友義 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5 大宮ソニックシティビル7階 3. 埼玉県中小企業共済協同組合 理事長 江原 貞治 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5 大宮ソニックシティビル10階
連携して実施する事業の内容
①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②商工会自身の事業継続計画の作成 ③BCP普及啓発セミナーまたは個別相談会の開催
連携して事業を実施する者の役割
①パンフレット等の広報物の提供 ②専門家の派遣 ③損害保険（共済）・生命保険（共済）等の紹介と見直しアドバイス ・
連携体制図等
<pre> graph TD A[吉見町] <--> B[吉見町商工会] C[埼玉県商工会連合会] <--> B D[埼玉県火災共済協同組合 埼玉県中小企業共済共同組合] <--> B B --> E[地域小規模事業者] D --> E </pre> 吉見町 埼玉県商工会連合会 ・小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・商工会自身の事業継続計画の作成 ・BCP普及啓発セミナーの開催 吉見町商工会 ・事前の対応 ・発生後の対応 ・緊急応対時の支援 ・復興支援 埼玉県火災共済協同組合 埼玉県中小企業共済共同組合 ・小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・損害保険・共済保険等の紹介・見直しアドバイス 地域小規模事業者